

平成28年度 秋田県が行う主な避難者支援の取組について

資料1-1 (当初予算関係)

平成28年2月24日
被災者受入支援室

【事業の背景・目的】

東日本大震災や東京電力福島第一原発事故により、長期に避難生活を強いられている避難者は、元の生活に戻りたくとも戻れないなど将来への不安を感じながら過ごしている。こうした中で被災地の復興住宅の整備や除染等が進み、応急仮設住宅供与期間の終期が示されたことから、ふるさとへの帰還や秋田での生活再建に向けて、決断しなければならない時期に来ている。

本県として、避難者が将来への希望を持ち安心して暮らしていけるよう、引き続き戸別訪問や心のケアを行うほか、新たに生活再建に向けた支援を実施する。

01 被災者用民間賃貸住宅借上事業【継続】 104,098千円

- (1) 避難者へ応急仮設住宅を供与
- (2) 物件の適正利用確認訪問

【応急仮設住宅の供与】
・借上件数 131戸(H28.2.1現在)
・適正利用の確認(2名雇用)
【財源】
・一般財源(全額災害救助法に基づき求償)

02 県内避難者こころの寄り添い事業【継続】 1,114千円

- (1) 専門家による個別訪問・健康相談
- (2) 避難者を対象とした講演会の開催
- (3) 支援者を対象とした研修会の開催

【専門家】
・精神科医、臨床心理士、在宅保健師など
【財源】
・地域自殺対策緊急強化基金

03 東日本大震災避難者支援事業【継続】 21,801千円

- (1) 避難者への戸別訪問
- (2) 避難者交流センターの運営
- (3) 情報交換・交流会等の開催
- (4) 支援情報紙の発行
- (5) 市町村・NPO等との連携

【避難者支援相談員】
・県内避難者を対象に戸別訪問等を実施(6名雇用)
【生活再建コーディネーター】
・応急仮設住宅供与期間の終期を迎える世帯の生活再建をコーディネート(1名雇用)
【財源】
・ふるさとふくしま帰還支援事業(補助金)
・地域自殺対策緊急強化基金 ほか

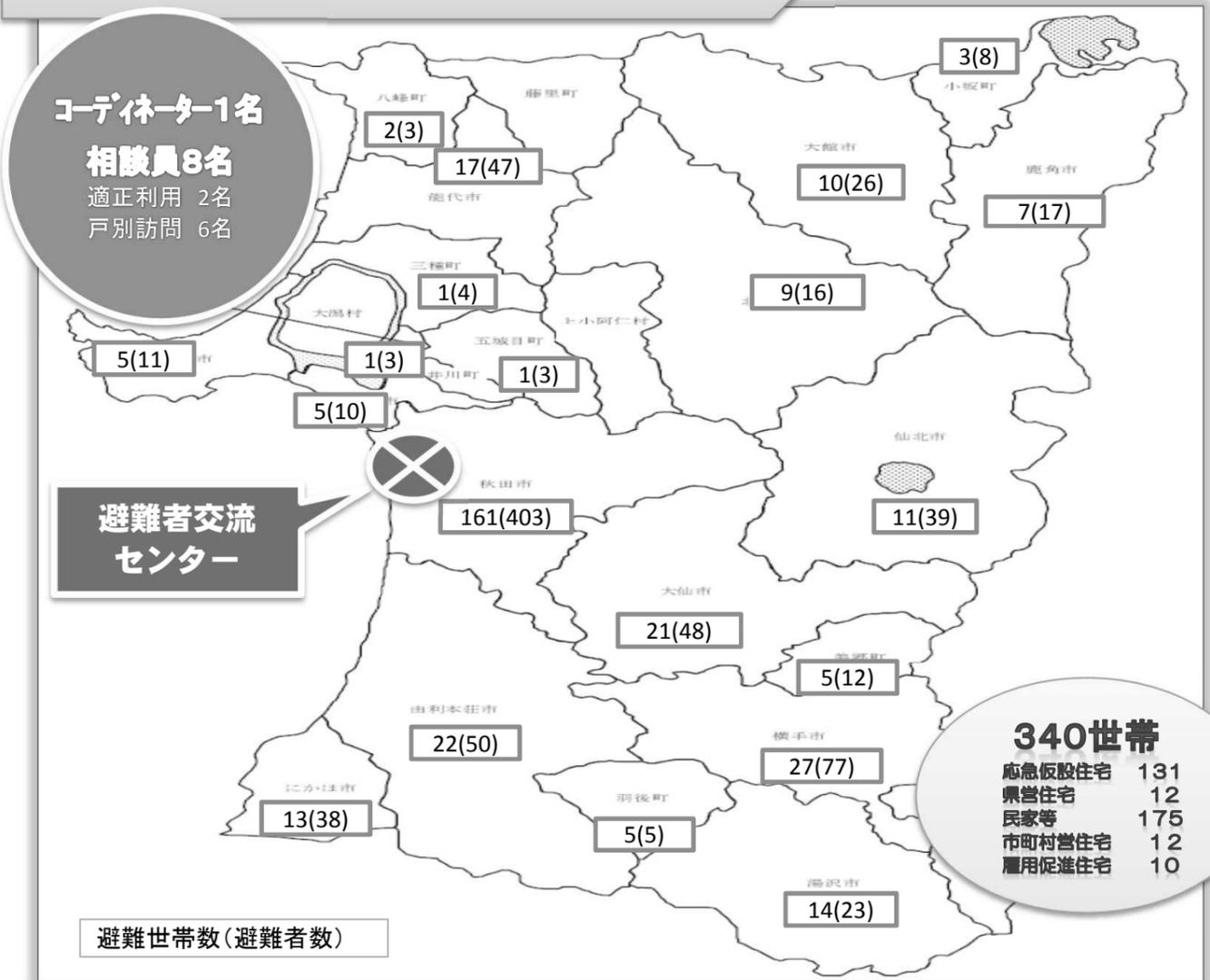
04 県内避難者生活再建支援事業【新規】 4,000千円

- (1) 応急仮設住宅の供与が終了する避難者への補助

【対象経費・要件】
・引越費用(1世帯につき上限10万円)
・新たな住居への住民票の異動
【財源】
・一般財源

避難者数 340世帯 843人

平成28年2月1日現在



岩手県

17世帯32名
 応急仮設住宅供与期間
 最長6年間
 (最長29年9月まで)

宮城県

97世帯204名
 応急仮設住宅供与期間
 最長6年間
 (最長29年11月まで)

福島県

225世帯604名
 応急仮設住宅供与期間
 平成28年度末
 (最長29年3月31日まで)

茨城県

1世帯3名
 応急仮設住宅
 供与なし